



平成24年10月22日

各位

会社名 O a k キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
(コード番号: 3113 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長兼経理財務部長 秋田 勉
(TEL. 03-5412-7474)

第三者割当により発行される株式及び第7回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成24年10月22日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式(以下、「本新株式」という。)及び第三者割当により発行される第7回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の概要>

(1) 払込期日	平成24年11月8日
(2) 発行新株式数	当社普通株式 1,430,000株
(3) 発行価額	1株につき70円
(4) 調達資金の額	100,100,000円(差引手取概算額 96,480,000円)
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、山崎光博氏に全てを割り当てます。
(6) その他	前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の概要>

(1) 割当日	平成24年11月8日
(2) 新株予約権の総数	715個
(3) 発行価額	総額5,880,875円(新株予約権1個当たり8,225円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	7,150,000株
(5) 資金調達の額	506,380,875円(差引手取概算額 499,070,875円) (内訳) 新株予約権発行分 5,880,875円 新株予約権行使分 500,500,000円
(6) 行使価額	1株当たり70円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	① 割当方法 第三者割当の方法によります。 ② 割当予定先 Asia Equity Value LTD. 572個 山崎光博氏 143個
(8) その他	① 取得条項 ② 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株予約権の特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主様が保有する株式価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要に応じて機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主様への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。発行当初から行使価額は70円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式の総数についても発行当初から7,150,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 取得条項

本新株予約権には、以下に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続きを経て、当社が本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、また、本新株予約権の行使を促進させるとともに、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を一定程度確保することができます。

＊取得条項

本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が14取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の140%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき8,225円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

③ 買取請求条項

本新株予約権の割当日より1年を経過した日以降、本新株予約権者は当社に対して、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で買い取ることを請求できる旨の買取請求条項が付されております。

＊買取請求条項

本新株予約権者は、平成25年11月9日から平成26年11月8日までの間、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき8,225円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。本新株予約権者は、当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに、第19項記載の行使請求受付場所（当社管理本部総務部）に事前通知を行うことにより、当該権利を行使できる。

2. 募集の目的及び理由

当社は、平成 13 年にインベストメントバンキング事業に進出して以来、新興・中堅企業を中心に、さまざまな投資手法で企業向け投資及び事業の成長支援を実施してまいりました。

また、世界経済並びに国内外の株式市場の不透明な先行きに備え、投資事業の構造転換を図るため、平成 21 年から新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」を、平成 23 年からは投資先上場企業の成長シナリオとなる新規事業の創出を組み合わせた「事業プロジェクト投資」など新たな投資手法を実施してまいりました。

昨年は、東日本大震災の影響で投資活動を縮小しておりましたが、本年度よりスマートフォン関連企業への投資など着実な実績を積み上げております。また、営業面におきましても、「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性を持ち、成長戦略の実現に強い意志とその実現のための高い潜在力を持つ企業からの出資要請が増えてきております。

こうした中で、当社は投資先として有望な企業が多数存在する状況は好機であると考えております。また、当社の企業価値をさらに向上させる機会でもあります。そのため、出資要請に対応するための十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化する目的で、新たな資金調達を行うことといたしました。この度の調達する資金を有望な案件や事業へ積極的に投資を行っていくことで当社の企業価値が向上し、既存株主様の利益につながるものと考えております。

上記の状況から、当社は国内外の機関投資家等を引受先とするエクイティ・ファイナンスを計画し、当社の事業概要及び事業戦略を理解していただきエクイティ・ファイナンスの割当先となり得る国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に、公募増資、株主割当による増資、第三者割当増資、新株予約権及び新株予約権付社債等の多種多様な資金調達手段を検討した結果、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を行うことといたしました。

当該資金調達の方法を選択した理由は、金融機関からの借入による資金調達は、事業特性上及び担保となる資産等を有していないことから困難であり、公募増資及び株主割当による増資は、昨今の金融情勢等を踏まえば必要とされる資金の調達に高い不確実性があると判断したこと及び投資候補先の中で資金調達を喫緊の課題としている候補先が相当数あり今回の資金調達は緊急性が高いことから、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる第三者割当による資金調達が最善であると判断したことによるものであります。また、新株式の発行と新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、新株の発行により当社の当面の資金需要に対処するとともに、新株予約権の発行により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。また、新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が低減される点でも優位性があると判断しております。

本新株式の発行に加えて本新株予約権がすべて行使された場合、当社株式が発行前の発行済株式総数に対して 38.27%希薄化することとなりますが、今回の資金調達により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるものと判断し、本新株式及び本新株予約権の発行による総額約 6 億円の資金調達を行うことを決定いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	606,480,875 円
内訳（株式発行による調達額）	100,100,000 円
（新株予約権の発行による調達額）	5,880,875 円
（新株予約権の行使による調達額）	500,500,000 円
発行諸費用の概算額	10,930,000 円
内訳（弁護士費用）	5,000,000 円
（新株予約権価格算定費用）	1,500,000 円
（割当予定先に関する調査費用）	1,500,000 円
（登記その他の費用）	2,930,000 円
差引手取概算額	595,550,875 円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株式及び本新株予約権の発行による調達資金につきましては、当社が現在推進している「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」への投資資金に充当してまいります。「ブランド力」、「技術力」、「マーケットシェア」のいずれかに優位性をもつ新興・中堅上場企業を主体とする「中小型上場株投資」又は「事業プロジェクト投資」による投資を行うとともに、企業ネットワークの構築、新規事業の創出、成長戦略の策定といった当社独自の強みを活かした支援によって投資先を育成することを通じて、当社の企業価値の増大に努めてまいります。

「中小型上場株投資」に係る投資資金の使途につきましては、当期中に見込んでいる「中小型上場株投資」による投資案件は、新株式と新株予約権を組み合わせた投資を予定しておりますが、そのうち新株式引受のための資金に本新株式の発行により調達する資金を、また新株予約権引受に伴う新株予約権を行使するための資金に本新株予約権により調達する資金をそれぞれ充当する予定であります。

「事業プロジェクト投資」に係る投資資金の使途につきましては、平成23年9月に「事業プロジェクト投資」の第一弾として立ち上げた「デジタル郵便事業」の事業拡大に伴う投資資金に充当する予定であります。

なお、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり想定資金調達額に満たない可能性があります。その場合は、下記で投資を予定している案件の投資実行時期の繰り延べ及びその他案件の投資回収時期の早期化といった対応により、可能な限り影響がでないように努めてまいります。

上記に記載の具体的な使途、金額及び支出予定時期は以下のとおりであります。

① 本新株式

具体的な使途	金 額	支出予定時期
「中小型上場株投資」に係る投資資金	96 百万円	平成24年11月～平成25年3月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

② 本新株予約権

具体的な使途	金 額	支出予定時期
i 「中小型上場株投資」に係る投資資金	399 百万円	平成 25 年 4 月～平成 26 年 10 月
ii 「事業プロジェクト投資」に係る投資資金	100 百万円	平成 25 年 4 月～平成 25 年 9 月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に対する考え方

当社は、インベストメントバンキング事業において、外部環境の変化に柔軟に対応できる事業構造への転換を図るため、「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」といった投資手法を確立いたしました。今後見込まれる有望な投資案件に対して、着実に投資を行っていくためには、新たな資金調達により、十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化することが急務となっております。以上のことから、今回調達する資金を有望な投資案件に積極的に投資していくことが当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額等の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

本新株式の発行価額は、割当予定先との協議の結果、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成 24 年 10 月 19 日の株式会社東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値である 71 円を基準に発行価額を 70 円（ディスカウント率 1.41%）といたしました。

なお、本新株式の発行価額の当該直前営業日までの 1 か月間の終値平均 71.00 円に対するディスカウント率は 1.41%、当該直前営業日までの 3 か月間の終値平均 73.30 円に対するディスカウント率は 4.50%、当該直前営業日までの 6 か月間の終値平均 77.85 円に対するディスカウント率は 10.08%となっております。

本新株式の発行価額の算定において、本新株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として採用いたしましたのは、直近の株式市場全体の株価動向と当社株式の株価動向の相関関係及び当社株式の売買高の推移等により、直近の当社株式の株価は比較的安定的に推移していることから当該終値がより適正な当社の株式価値を表しているものと判断したことによるものであります。また、当該終値から 1.41%のディスカウントとしたことについては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

以上のことから本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。この判断に基づいて、当社取締役会においては、今回調達する資金により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが、当社の企業価値の増大につながるものとする今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取

締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員（社外監査役3名）から、本新株式の発行価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であることから、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算定した結果、その算定価値を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を8,225円といたしました。

なお、第三者機関からの算定結果につきましては、算定に係る前提条件及びその算定方法について、適正なものであることを確認しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主様に与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年10月19日の株式会社東京証券取引所第二部市場における当社普通株式の終値の71円を基準に行使価額を70円（ディスカウント率1.41%）といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均71.00円に対するディスカウント率は1.41%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均73.30円に対するディスカウント率は4.50%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均77.85円に対するディスカウント率は10.08%となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者機関から受領した算定結果報告書における算定結果を参考に決定していることから、本新株予約権の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、今回調達する資金を十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが、当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役4名全員（社外監査役3名）から、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

当該意見においては、本新株予約権の行使価額の算定方法が市場慣行に従った一般的な方法であること、本新株予約権の発行価額の算定にあたり第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、行使期間、株価変動性、金利等を前提条件としてその基礎にしていること、当該各前提条件を反映した新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は適正かつ妥当な価額であり、当該評価額を踏まえて決定された本新株予約権の発行価額は特に割当予定先に有利ではないものと判断している旨が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による株式数 1,430,000 株及び本新株予約権の目的である株式の総数 7,150,000 株を合わせた 8,580,000 株に係る議決権数は 85,800 個となり、当社の総議決権数 222,414 個（平成 24 年 9 月 30 日現在）に占める割合が 38.58%となることから、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、今回調達する資金により、十分な投資資金を確保し有望な投資案件に積極的に投資していくとともに当社の財務体質をさらに強化することが、当社の中長期的な企業価値の増大、ひいては既存株主様の株主価値の向上につながるものと考えており、発行数量及び株式価値の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

平成 24 年 10 月 22 日現在

(1) 氏 名	山崎 光博
(2) 住 所	東京都板橋区
(3) 職 業 の 内 容	会社役員
(4) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	当社株式を 754 千株（持株比率 3.37%）保有する当社第 2 位の株主であります。（平成 24 年 9 月 30 日現在） なお、人的関係及び取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該個人並びに当該個人の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

平成 24 年 10 月 22 日現在

(1)	名 称	Asia Equity Value LTD. (旧 Japan Equity Value LTD.)	
(2)	所 在 地	Vanterpool Plaza, Wickhams Cay I, P.O. Box 873 Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
(3)	設 立 根 拠 等	英領バージン諸島に設立された法人	
(4)	代表者の役職・氏名	Idan Moskovich・CF0 (※2)	
(5)	事 業 内 容	投資事業	
(6)	資 本 金	5万USドル	
(7)	設 立 日 年 月 日	平成 16 年 5 月 17 日	
(8)	発 行 済 株 式 数	1 株	
(9)	決 算 期	毎年 12 月 31 日	
(10)	従 業 員 数	0 名	
(11)	主 要 取 引 先	－	
(12)	主 要 取 引 銀 行	世界有数の銀行	
(13)	大株主及び持株比率	Noga Capital Group・100%	
(14)	国内代理人の概要	名 称	大和証券株式会社
		所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
		代 表 者	代表取締役社長 日比野 隆司
(15)	当事会社間の関係	資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
		人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
		取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
		関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

※1 なお、第三者の信用調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（東京都港区）に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認するとともに、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

※2 Asia Equity Value LTD. の代表者である Idan Moskovich 氏は、Sage Capital Global LIMITED の

代表者も兼務しております。なお、Sage Capital Global LIMITED は、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア地域といった世界規模で事業展開している投資業を営む会社であり、Asia Equity Value LTD. は実質的に Sage Capital Global LIMITED がその運営・管理を行っております。

(2) 割当予定先を選定した理由

「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、外部環境に柔軟に対応できる新たな投資手法を用いた事業構造の転換が進捗し、投資先として有望な企業が多数存在する現在の状況は、当社にとって当社の企業価値をさらに向上させる絶好の機会であると考えております。そのため、十分な投資資金を確保するとともに当社の財務体質をさらに強化するための新たな資金調達を行うことといたしました。

上記の状況から、当社は、第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行による資金調達を行うこととし、当社の事業概要及び事業戦略を理解したうえで当該資金調達に賛同いただける国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を割当予定先として選定するため、当社又は当社役員と関係がある国内外の機関投資家、個人投資家及び事業会社を対象に個別に当社の事業概要及び事業戦略を説明いたしました。その結果、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏、並びに本新株予約権の割当予定先である Asia Equity Value LTD. から当社に対して賛同する旨の申し出がありました。

山崎光博氏は、平成 24 年 9 月 30 日現在当社株式を 754 千株（持株比率 3.37%）保有する当社第 2 位の株主であり、平成 21 年度以降継続して当社株式を保有していただいている安定株主でもあります。同氏は、当社が主催する日本の将来を担うべき企業のオーナー経営者や後継者の方々を対象にした経営者セミナー「PB フォーラム」に開催当初から参加いただいている企業経営者であり、その関係から当社に関心を持ち、当社株式を保有いただいております。なお、同氏が代表取締役会長を務める山芳製菓株式会社は、スナック菓子等の製造・販売を営む非上場の会社であります。今回の資金調達実施に当たり、同氏に対して当社の事業概要及び事業戦略を説明し、当社の事業戦略を評価していただき、本新株式及び本新株予約権の引き受けについて承諾を得たことから、同氏を本新株式及び本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

Asia Equity Value LTD.（旧 Japan Equity Value LTD.）は、日本を始めとするアジア地域をターゲットに投資業を営む会社であり、日本の上場企業に対する投資実績もあります。また、平成 21 年 10 月に 2011 年満期ユーロ円貨建転換社債型新株予約権付社債及び第 1 回ユーロ新株予約権を発行した際の引受先であるとともに共同で投資案件の発掘等を行う包括的な協力関係も構築いたしました。具体的には四半期に 1 回程度、投資環境及び投資案件に関する情報交換を定期的に行っております。また、平成 16 年に投資を行ったサミット・デザイン・テクノロジーズ社及び平成 21 年に投資を行った米国サイトライングループは、同社からの紹介により投資が実現いたしました。今回の資金調達実施に当たり、同社に対して当社の事業概要及び事業戦略を説明したところ、当社の事業戦略を評価していただき、本新株予約権の引き受けについて承諾を得たことから、同社を本新株予約権の割当予定先に選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針等

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏及び本新株予約権の割当予定先である Asia Equity Value LTD. の本新株式及び本新株予約権並びに本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこ

と及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式並びに本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく旨の表明を受けております。

なお、当社は山崎光博氏から、本新株式の割当日（平成24年11月8日）より2年間において本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の予定であり、その内諾を得ております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏及び本新株予約権の割当予定先である Asia Equity Value LTD. から、それぞれ、本新株式及び本新株予約権に係る払い込みについて払込期日に全額払い込むことの確約をいただくとともに、本新株式及び本新株予約権の払い込み、並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の確保に係る資金の調達方法及び財務状況等についてヒアリングを十分に行いました。その結果、本新株式及び本新株予約権の払込資金、並びに本新株予約権の行使のために必要となる資金の調達についてはともに自己資金であることを確認し、山崎光博氏につきましては、本人名義の証券会社の取引残高報告書の写しの交付を受けるとともに、保有する上場株式に担保が設定されていないこと及び保有している上場株式は、本新株式及び本新株予約権の払込期日までに必要な資金額を確保することができる流動性を有していることを合わせて確認しております。また、Asia Equity Value LTD. につきましては、金融機関の預金残高を確認いたしました。以上により両割当予定先ともに本新株式及び本新株予約権の払い込みに足る資金を有していることを確認いたしました。

当社は、これらの確認等に基づき、山崎光博氏及び Asia Equity Value LTD. の資金の確保について、特段の問題はないものと判断いたしました。

（5）株券貸借に関する契約

本新株式及び本新株予約権の割当予定先である山崎光博氏及び本新株予約権の割当予定先である Asia Equity Value LTD. と当社及び当社役員との間において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 募集後の大株主及び特株比率

募集前（平成24年9月30日現在）	
エスアイエックス エスアイエス エルティデー	5.72%
山崎 光博	3.37%
竹井 博康	3.23%
エルエムアイ株式会社	2.47%
木村 正明	1.11%
斉藤 恒利	0.97%
楽天証券株式会社	0.94%
マネックス証券株式会社	0.94%
山田 晴信	0.88%
利川 守信	0.80%

- (注) 1. 上記の割合は、少数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 募集前の大株主及び特株比率は、平成24年9月30日時点の株主名簿を基準としております。
3. 募集後の大株主及び特株比率につきましては、両割当予定先の本件第三者割当により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないため、記載しておりません。

8. 今後の見通し

当社の事業特性上、株式市場の変動要因による影響が極めて大きく、合理的な業績予想の開示が困難であることから、業績予想の開示は行っておりません。従って、現時点において本件資金調達による業績への影響は未定であります。今後、四半期決算の迅速な開示に努めるとともに合理的な算定が可能となった時点で、全体の事業の進捗等も踏まえ、必要な場合は、改めて開示させていただく予定であります。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株式及び本新株予約権の発行は、希薄化率が25%を超えるものであり、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立したものによる当該発行の必要性及び相当性に関する意見の入手を要することになることから、当該発行決議日に社外取締役2名（尾関友保、宇田好文）及び社外監査役3名（永野義一、坂井眞、廣瀬元亮）に対して発行の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成24年10月22日付で「①当社を取り巻く経済環境及び事業環境を鑑みて、有望な投資先からの出資要請に応えるための「中小型上場株投資」及び「事業プロジェクト投資」に係る投資資金の確保を資金調達の目的及び理由とする本新株式及び本新株予約権の発行は、特段不合理なものではないと認められること、②本新株式及び本新株予約権の発行により調達する資金の使途及び支出予定時期に特段の問題はなく、調達金額との合理性も認められること、③当社の財政状態を鑑みると現状の手元資金では、現在交渉中の投資先の出資要請に十分応えることができず、投資資金を外部から調達する必要があること、④資金調達方法については、公募増資及び株主割当等のその他の調達手段と比較検討した上で決定しており、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を選択した判断に特に不合理な点は認められないこと、⑤本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠しており、有利発行には該当しないと考えられること、並び

に⑥本新株予約権の発行価額は、第三者機関が算定した結果に基づき決定していること及び行使価額を含む発行条件及び算定方法について不合理な点はなく適正であると認められることから同じく有利発行には該当しないと考えられます。以上のことを総合的に勘案した結果、今回の本新株式及び本新株予約権の募集規模が合理的であり、その必要性及び相当性は認められると判断する。」旨の意見書を取得しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結売上高	2,864百万円	4,351百万円	926百万円
連結営業利益	553百万円	39百万円	△645百万円
連結経常利益	579百万円	8百万円	△656百万円
連結当期純利益	100百万円	115百万円	△659百万円
1株当たり連結当期純利益	0.47円	5.24円	△29.77円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	11.56円	118.34円	84.04円

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 平成22年8月3日付で10株を1株にする株式併合を行っております。

(2) 現時点における発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成24年10月22日現在）

	株 式 数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	22,422,244株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	106,000株	0.5%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始 値	7円	19円	125円
高 値	27円	40円 □212円	150円
安 値	6円	16円 □60円	74円
終 値	19円	125円	93円

(注) □印は、株式併合（平成22年8月3日、10株→1株）による権利落ち後の高値安値株価を示しております。

② 最近6か月間の状況

	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月
始 値	92 円	87 円	90 円	81 円	73 円	75 円
高 値	95 円	117 円	98 円	88 円	91 円	77 円
安 値	83 円	68 円	78 円	71 円	72 円	69 円
終 値	87 円	89 円	81 円	73 円	75 円	72 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年10月19日
始 値	71 円
高 値	72 円
安 値	70 円
終 値	71 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 株主割当による第5回新株予約権の発行

割 当 日	平成22年10月16日
調 達 資 金 の 額	1,176,486,340 円 (差引手取概算額)
行 使 価 額	220 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,082,428 株 (平成22年9月30日時点)
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	5,515,847 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	92,769 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	営業費用等の運転資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	平成22年12月から平成23年11月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に充当済み

(注) 第5回新株予約権は行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。

② 株主割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	平成24年1月23日
調 達 資 金 の 額	2,050,564,172 円（差引手取概算額）
行 使 価 額	94 円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	22,175,197 株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	22,154,938 株
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	247,047 株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	新規投資資金
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	—
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	当初の資金使途に充当済み

(注) 第6回新株予約権は行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。

以 上

(別紙1)

第三者割当による株式の発行要項

- | | |
|---------------------|---|
| 1. 発行新株式数 | 普通株式 1,430,000 株 |
| 2. 発行価額 | 1 株につき金 70 円 |
| 3. 発行価額の総額 | 100,100,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 50,050,000 円
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 5. 申込期日 | 平成 24 年 11 月 7 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 24 年 11 月 8 日 |
| 7. 割当先及び割当株式数 | 山崎 光博 1,430,000 株 |
| 8. その他 | (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(2) その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼 CEO に一任する。 |

(別紙2)

O a kキャピタル株式会社
第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 O a kキャピタル株式会社第7回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 5,880,875 円
3. 申込期日 平成 24 年 11 月 7 日
4. 割当日及び払込期日 平成 24 年 11 月 8 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、Asia Equity Value LTD. に 572 個、山崎光博に 143 個それぞれ割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第 128 条第 1 項に定める振替株式となる。）とする。
- (2) 本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、10,000 株（以下、「対象株式数」という。）とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は 7,150,000 株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、第 10 項に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第 10 項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

7. 本新株予約権の総数 715 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 8,225 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、70 円とする。ただし、第 10 項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行普通} & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ & & & & & & & \text{時 価} & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{交付普通株式数} & & \end{array}$$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴って交付される場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用

- する。
- (5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(3)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
②その他行使価額の調整を必要とするとき。
③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成24年11月9日から平成26年11月8日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が14取引日連続して、当該各取引日における行使価額の140%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき8,225円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 買取請求条項
本新株予約権者は、平成25年11月9日から平成26年11月8日までの間、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権1個につき8,225円で取得することを当社に対して請求する権利を有する。本新株予約権者は、当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに、第19項記載の行使請求受付場所に事前通知を行うことにより、当該権利を行使できる。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかわる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 19 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 19 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 20 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 行使請求受付場所

当社 管理本部総務部
東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 赤坂支店

21. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第 17 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第 9 項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任する。
- (4) 本発行要項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。